

# 商品概要説明書

## 相続定期貯金

(令和3年4月1日現在)

商品名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相続定期貯金 〈「大口定期貯金」で組入れます〉</li> </ul>
ご利用いただける方 (右記の条件をすべて満たす方)	<ul style="list-style-type: none"> <li>①金融機関(当JA以外の金融機関を含む)での相続手続完了後1年以内に、相続により取得した資金を原資としてお預けいただける個人の方</li> <li>②資産運用のお考えについてのアンケートにお答えいただける方</li> </ul> <p>※ご契約の際、他金融機関で相続手続をされた方は、「お預け入れされる方が相続人であること」「金融機関での相続手続であること」「お預け入れ資金が相続により取得した資金であること」が確認できる書類をご提示ください。</p> <p>【例】・遺産分割協議書の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融機関に提出した相続手続の依頼書等の写し</li> <li>・遺言書(公正証書遺言または自筆証書遺言で検認済みのもの)の写し</li> <li>・戸籍謄本の写し</li> <li>・被相続人名義の解約済通帳または計算書の写し 等</li> </ul>
期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1年の定型方式、3年の定型方式</li> <li>・自動継続(元金継続または元利金継続)での取扱いとなります。</li> </ul>
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額  (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一括預入</li> <li>・1契約につき1,000万円以上相続により取得した金額の範囲内まで</li> </ul> <p>※ただし、セレサ資産運用プラン定期貯金&lt;退職金・相続資金コース&gt;の定期貯金と投資信託のお申込み総額と合計して相続により取得した金額を超えないものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1円単位</li> </ul>
払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日以後に一括して払い戻します。</li> </ul>
利息 (1) 適用金利  (2) 利払頻度  (3) 計算方法 (4) 税金  (5) 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・預入時の適用利率を満期日まで適用します。 「大口定期貯金」1年の場合…適用利率 0.123% 「大口定期貯金」3年の場合…適用利率 0.123%</li> <li>・自動継続後の適用金利は、原則として「大口定期貯金」の自動継続時の店頭表示の利率を当該満期日まで適用します。</li> <li>・預入期間1年のものは満期日以後に一括して支払います。</li> <li>・預入期間3年のものは、中間利払日(預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日)以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率(約定利率×70%。小数点第4位以下切捨て)により計算します。</li> <li>・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。</li> <li>・20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税 ※令和19年12月31日までの適用となります。</li> <li>・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。</li> </ul>
手数料	—
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率)</li> <li>・マル優の取扱いはできません。</li> </ul>
中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。なお、次の(1)および(2)の算式により計算した利率のうち、いずれか低い利率とします。</li> </ul>

	<p>ただし、計算した利率が0%を下回るときは、0%を下限とします。</p> <p>(1) 次の預入期間に応じた利率</p> <p>① 約定した預入期間が1年の場合</p> <p>A 6か月未満 解約日における普通貯金利率</p> <p>B 6か月以上1年未満 約定利率×50%</p> <p>② 約定した預入期間が3年の場合</p> <p>A 6か月未満 解約日における普通貯金利率</p> <p>B 6か月以上1年未満 約定利率×40%</p> <p>C 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%</p> <p>D 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%</p> <p>E 2年以上3年未満 約定利率×70%</p> <p>(2)</p> <p>約定利率－ <math>\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}</math></p> <p>(注) なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当JA所定の利率とします。</p> <p>・ 中途解約の場合、中途解約利息以上に、既に中間払利息が支払われていることがあります。その場合には、その利息額（支払済の利息合計額）と中途解約利率により計算した利息額との差額を定期貯金元金から清算します。</p>
貯金保険制度 (公的制度)	<p>・ 保護対象</p> <p>当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店または総合リスク管理室（電話：044-877-2186）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA総合リスク管理室またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>神奈川県弁護士会紛争解決センター（電話：045-211-7716）</p>
その他参考となる 事項	<p>・ 自動継続を停止した場合、満期日以降の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。</p>

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A セレサ川崎

令和3年4月改正版